

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会
関東ブロック規約

第1章 総 則
(趣 旨)

第1条 この規約は、一般社団法人日本建設機械レンタル協会(以下「本協会」という。)ブロック規程(以下「ブロック規程」という。)第4条に規定する関東ブロック規約を定める。

(地域及び事務所)

第2条 本ブロックは、ブロック規程第3条別表1に定める地域組織である。
2 本ブロックは、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的及び事業)

第3条 本ブロックは、定款第5条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)建設機械器具賃貸業に関する調査、研究
 - (2)建設機械器具賃貸業に関する行政施策の協力
 - (3)建設機械器具賃貸業に関する構造改善の推進、指導等に関する事業
 - (4)建設機械器具の賃貸業に関する適正な流通施策の調査、研究
 - (5)建設機械器具の技術開発及びその推進に関する事業
 - (6)可搬形発電機整備技術者の資格認定及び登録に関する事業
 - (7)建設機械レンタル管理士の資格認定及び登録に関する事業
 - (8)建設機械レンタル業者登録制度の認定及び登録に関する事業
 - (9)建設分野特定技能外国人の受入れに関する事業
 - (10)その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 本部からの要請に基づき、当該地域会員への広報活動等に協力する。

(ブロックの組織体制)

第4条 本ブロックは、組織体制として、別紙のとおり「支部」(以下、支部等と言う)を設置する。
2 本ブロックは、ブロックの事業の円滑な運営を図るため、理事会の承認を得て、委員会を置くことができる。

第2章 会 員
(会員の種別及び資格)

第5条 本ブロックの会員は、定款第6条及び、ブロック規程第7条に規定に従い、以下のとおりとする。
一 ブロック正会員 定款第6条1項1号に定める協会の正会員であって、本ブロックの地域内に建設機械器具賃貸業の事業所を有する者。
二 ブロック賛助会員 定款第6条1項2号に定める協会の賛助会員であって、本ブロック地域内で本会の事業を賛助する者。
2 本ブロックのブロック賛助会員となろうとする者は、その旨支部等に届け出なければならない。

(入会)

第6条 定款第6条に定める本協会の正会員として入会しようとする本ブロックの地域内に事業所を有する者は、入会申請者の事業所を管轄する支部等の入退会窓口にて、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、記名押印の上、入会を申請しなければならない。
2 定款第6条に定める本協会の賛助会員として入会しようとする本ブロックの地域内で本会の事業を賛助する者は、本ブロックの支部等の入退会窓口にて、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、記名押印の上、入会を申請しなければならない。
3 前2項の入会申込書を受理した支部等は、当該入会申請者の適正を理事会にて審査し、その議決を得て、速やかに本ブロック長に報告するものとする。
4 前項に基づき、支部等より入会申請者の適正審査について結果の報告を受けた本ブロック長は、かかる結果を協会会長に報告するものとする。

(退会)

第7条 定款10条に基づき本協会を退会しようとする本ブロックに属する会員(以下、「退会申請者」という。)は、退会申請者の属する支部等の入退会窓口にて、別に定める退会届により、退会の1月前までにその旨を申し出なければならない。

2 前項の退会届を受理した支部等は、当該退会申請者の退会について理事会で審査し、その議決を得て、速やかに本ブロック長に報告するものとする。

3 前項に基づき、支部等より退会申請者の退会について報告を受けた本ブロック長は、かかる結果を協会会長に報告するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 ブロック正会員及びブロック賛助会員は、本協会の「会費等に関する規程」及び、本ブロックないし支部等が細則として定めた「会費等に関する細則」の定めるところにより、入会金及び、年会費等(以下、会費等と言う)を納入しなければならない。

2 既納の入会金及び会費等は返還しないものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1)退会したとき

(2)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(3)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員会社が消滅したとき

(4)2年以上会費を滞納したとき

(5)定款第11条に抵触する等著しく協会の名誉を傷つける行為が判明し、協会会長が除名したとき。

第3章 役員等

(役員の種類及び数)

第10条 本ブロックに次の役員を置く。

一 ブロック長 1名

二 副ブロック長 若干名

三 理事 20名以内(ブロック長、副ブロック長を含む)

四 監事 2名以内

2 ブロック長、理事、監事は各1名以上定めるものとする。

但し、理事の定数は、本規約に定める定数に従うものとする。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、ブロック正会員もしくはブロック賛助会員からブロック総会において選任する。

2 ブロック長は、理事会の決議により選任する。

3 副ブロック長は、理事の互選により選任する。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員任期等)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

2 役員は、再任できる。

3 役員員数が欠けた場合、辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで役員としての権利義務を果たさなければならない。

4 役員に欠員が生じたときは、ブロック総会において補選を行うことができる。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、ブロック総会の議決に基づきその役員を解任することができる。この場合においては、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

ない。

- 一 心身の故障のため職務執行に堪えないと認められたとき
- 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の職務)

第14条 ブロック長は、本ブロックを代表し、その業務を執行・統括する。

- 2 副ブロック長は、ブロック長を補佐し、ブロック長に事故あるとき又は欠けたときは、ブロック長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
- 3 理事は、ブロック理事会の役員として本ブロックの職務を分担執行する。
- 4 監事は、本ブロックの財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

(役員の報酬)

第15条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、ブロック理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総会

(種別)

第16条 本ブロックの総会は、定期総会と臨時総会の2種類とする。

(構成)

第17条 ブロック総会は、ブロック正会員をもって構成する。

(議決事項)

第18条 ブロック総会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) ブロック規約の改訂
- (4) 理事及び監事の選任と解任
- (5) その他本ブロックの運営に関する重要な事項

(開催)

第19条 定期ブロック総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時ブロック総会は、ブロック理事会がその開催を必要と認め招集の決議をした場合、または総ブロック正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員、若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに開催する。

(招集)

第20条 ブロック長は、ブロック総会を招集する。

- 2 ブロック総会 の招集は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示した書面(電子メールを含む)により、開催日の60日前までに会議を構成するブロック正会員に対し通知しなければならない。
- 3 前項の書面の通知は、支部等が行う総会等の招集通知と併せて行うことができる。
- 4 総会に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、ブロック長が細則に定める。

(定足数)

第21条 総会は、ブロック正会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議長)

第22条 ブロック総会の議長は、その総会において出席ブロック正会員のうちから選出する。

(議決)

第23条 ブロック総会の議事は、出席したブロック正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 ブロック正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は所属する支部等の長に表決権の行使を委任する方法によって議決権を行使する。この場合における第21条及び本条第1項の適用については、そのブロック正会員は出席したものとみなす。

3 前項の場合、ブロック正会員又は委任された支部等の長は、代理権を証明する書面を総会ごとに提出しなければならない。

4 第2項の規定は、支部等の長としてブロック正会員より議決権の行使を委任されたブロック正会員には適用しない。

(議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員の現在数、出席者数(書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨付記すること)

(3)審議事項及び議決事項

(4)議事の経過の概要及びその結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席ブロック正会員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名及び押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第25条 本ブロックに理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、ブロック理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権限)

第26条 理事会は次の職務を行う。

一 本ブロックの業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 ブロック長の選任および解職

(開催)

第27条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)ブロック長が必要と認めたととき。

(招集)

第28条 理事会は、ブロック長が招集する。

2 ブロック長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会に関し必要な事項は、理事会の議を経てブロック長が細則に定める。

(決議)

第29条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する者を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第30条 理事会の議長は、ブロック長がこれにあたる。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数、出席者数
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名及び押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 本ブロックの資産は、次の各号をもって構成する。

- 一 入会金
- 二 会費
- 三 寄付金員
- 四 事業に伴う収入
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第33条 本ブロックの資産は、ブロック理事会の定める方法に従って、ブロック長が管理する。

(経費)

第34条 本ブロックの経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第35条 本ブロックの事業計画及び予算については、毎事業年度終了後、速やかにブロック理事会、ブロック総会にて決議するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第36条 本ブロックの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、速やかに次の書類を作成し、監事監査を受け、ブロック理事会、ブロック総会にて決議するものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書
- (4) 財産目録
- (5) 監査報告書

(ブロック報告)

第37条 ブロック長は、ブロック総会にて議決された事項および、ブロック理事会にて議決された事項を本部に報告するものとする。

(事業年度)

第38条 本ブロックの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(事務局)

第39条 本ブロックは、事務局を置き職員を配置することができる。

2 事務局職員の任免は、ブロック長が行うものとする。

- 3 事務局に関し必要な事項は、当該ブロック理事会の議決を経てブロック長が定めるものとする。但し、労務関係の事項については、労働安全衛生法等の法令を遵守すると共に、公序良俗に反する事のないように努めなければならない。

第8章 雑 則

(規則等)

第40条 この規約に定めるもののほか、本ブロックの業務の運営上必要な規則等はブロック理事会の議決を経て別に定めるものとする。

(規約の効力)

第41条 この規約は、定款及びブロック規程の規範の枠内において、その効力を存するものである。

2 この規約に定めのない事項については、定款及びブロック規程の定めによる。

(規約の改廃)

第42条 この規約の改廃は、ブロック長が協会会長に報告し協会会長が是と認めたものについて、ブロック総会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、令和5年4月1日より施行する。